

滋賀大学経済学部・データサイエンス学部後援会
規 約

令和6年3月2日 施行

滋賀大学経済学部・データサイエンス学部後援会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、滋賀大学経済学部・データサイエンス学部（以下「両学部」という。）後援会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を彦根市馬場一丁目1番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、会員相互の連絡親睦をはかり、両学部の事業を援助し、教育研究目的の達成に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 大学の教育研究の進展並びに設備の充実を援助するための事業
- (2) 学生の福利厚生を増進するための事業
- (3) 会員相互の親睦をはかるための事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 両学部（大学院を含む。）在学生の保護者（注1）
- (2) 賛助会員 両学部（大学院を含む。）の卒業生の保護者であって、本会の趣旨に賛同する者

(会費)

第6条 本会の会費は、正会員金25,000円（学部編入学生及び大学院博士前期課程学生は12,500円、大学院博士前期課程5年一貫制教育プログラム学生及びビジネス・データサイエンス専修プログラム学生は6,250円、大学院博士後期課程学生は18,750円）とし、入学の際に納入するものとする。

2 退学又は除籍により本会を退会する場合は、正会員の請求に基づき、所定の金額（別表1）を返還することができる。

第4章 役員

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置き、会の円滑な運営にあたるための役員会を組織する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 7名程度
- (4) 監事 2名

(役員を選任・任期)

第8条 役員を選出及び任期等は次のとおりとする。

2 役員は、総会において会員の中から選出し、その任期は4年とする。ただし、留任の場合、任期は1年から4年の間で定めることができる。

3 会長、副会長、幹事及び監事は、役員の中から互選により選出し、その任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第9条 役員は、重要事項の審議及び事業の推進に当たるほか、次の仕事を担当する。

- (1) 会長は会務を掌理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理をする。
- (3) 幹事は庶務及び会計事務を行う。
- (4) 監事は会計の監査に当たる。

(諮問委員)

第10条 本会に諮問委員を若干名置くことができる。

2 諮問委員は会長が委嘱する。

3 諮問委員は会務に関し、会長の諮問に応える。

第5章 会議

(種別)

第11条 本会の会議は、総会及び役員会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第12条 総会は、正会員及び賛助会員をもって構成する。

2 役員会は、役員をもって構成する。

(機能)

第13条 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 役員を選任・解任
- (4) その他本会の運営に関する重要事項

2 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会から付議された重要事項（総会の議決した事項の執行に関すること。）
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の審議を要しない会務の執行に関する事項
(開催)

第14条 通常総会は、毎年5月に開催する。

2 臨時総会・役員会は、会長が必要と認めるとき開催する。

3 緊急又は特別な理由により通常総会及び臨時総会を開催できないときは、役員会の開催をもって代えることができる。
(議長)

第15条 会議の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第16条 会議は、役員会においては役員数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第17条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

2 役員会の議事は、出席役員数の過半数をもって決する。

3 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(議事録)

第18条 役員会については、議事録を作成し、議長及び出席者代表2名以上が署名捺印しなければならない。

第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第19条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) その他の収入

(財産の管理)

第20条 本会の財産は会長が管理し、その処分等は役員会の議決により定める。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

1 この規約は、平成7年4月11日から施行し、平成6年8月18日から適用する。

2 昭和24年7月6日制定の滋賀大学経済学部後援会規約は廃止する。

附 則

この規約は、平成11年3月6日から施行し、平成11年2月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成20年4月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月5日から施行し、文部科学省からのデータサイエンス学部の設置認可を受けた日（平成28年8月26日）から適用する。

附 則

1 この規約は、平成29年4月5日から施行する。

2 平成29年度以前の年度において入学した者に係る会費（図書及び体育充実費を含む。）の返還額は、改正後の第6条第3項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

1 この規約は、平成31年4月4日から施行し、平成31年度入学予定者から適用する。

2 平成30年度以前の年度において入学した者に係る会費（図書及び体育充実費を含む。）の返還額は、改正後の第6条第

3項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

1 この規約は、令和2年4月6日から施行し、令和2年度入学予定者から適用する。

2 平成31年度以前の年度において入学した者に係る会費（図書及び体育充実費を含む。）の返還額は、改正後の第6条第3項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規約は、令和3年3月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和4年3月5日から施行し、令和3年10月1日から適用する。改正後の第6条第1項及び第2項の規定は、令和4年度入学予定者から適用する。

附 則

この規約は、令和5年3月4日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和6年3月2日から施行する。

別表1 会費の返還額

区 分	退会する学年別の返還金額				備 考
	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	
学部生	18,750	12,500	6,250	0	
学部編入学生			6,250	0	
大学院博士前期課程学生	6,250	0			
大学院博士後期課程学生	12,500	6,250	0		

(注1) 在学生の父母又は兄弟姉妹、生計維持者などこれに準ずる者で後援会費を負担するもの。